事件番号　　平成25年（行ケ）第4号　 選挙無効事件

原告　原裕幸　外3名
被告　中央選挙管理会

準 備 書 面(1)

平成25年3月4日

東京高等裁判所第24民事部イs係　　　御中

原告　　　原　 裕幸

原告　　大場　 淳一

原告　　丸子　睦美

原告　　伊藤　 学

請 求 の 主 旨

1、　第46回衆議院議員総選挙における全選挙区の結果を無効とする。
2、　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第1 法 令

〇日本国憲法

（前文） 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。（後略）

第三章　国民の権利及び義務

第十五条　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。（後略）

第十二条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。（後略）

〇公職選挙法（この法律の目的）

第一条　この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。（選挙に関する啓発、周知等）

第六条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対してすみやかに知らせるように努めなければならない。

3 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

（衆議院議員又は参議院議員の選挙の効力に関する訴訟）

第二百四条　衆議院議員又は参議院議員の選挙において、その選挙の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者又は候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等又は参議院名簿登載者）は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。（選挙の無効の決定、裁決又は判決）

第二百五条　選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

2前項の規定により当該選挙管理委員会又は裁判所がその選挙の一部の無効を決定し、裁決し又は判決する場合において、当選に異動を生ずる虞のない者を区分することができるときは、その者に限り当選を失わない旨をあわせて決定し、裁決し又は判決しなければならない。

第2　原告の主張

去る12月16日に行われた第46回衆議院議員選挙の開票において、投票制度の瑕疵により、不正が行われたか、もしくは不正が行われた可能性が高い、または本来反映されねばならない民意が制度の瑕疵により、選挙結果に十分に反映されたとは言えないと考える。

不正があったとする根拠は以下の通り、

1、　投票所から開票所まで投票箱を運搬する方法を各地方の選管へ問い合わせたところ、タクシーを使っている場合が多く、時に市役所職員の個人所有車を使っていたと回答を受け取っている。

この運搬の際に、警官の同乗がある場合もあるが、殆どの場合、特別の警備もなく、衆人環視とも言えない。そもそもの問題として警官は投票箱の運搬を監視する役目には不適である。

なぜ、警官が不適であるかと言うと、その根拠は人権思想の発達の歴史に行き着く。憲法にもある「基本的人権は何人たりとも、これを犯してはならない」の条文は言外に国、政府が国民の利益を踏みにじる可能性を想定している。歴史的に見ても国、政府による国民弾圧が行われ、それに対する措置として、人権思想が発達してきた。ところで、警官は公務員であり、国や政府の命令のままに動く。従って、国や政府が悪意である場合、警官は国民の利益を守る存在であるとは言えなくなる。国民の利益と公共の利益とは必ずしも一致しない。

よって、投票箱の運搬途中の不正を監視する人間として、好適なのは開票立会人と同じ方法で選任される人物であり、この選任方法で選任された複数、もしくは多数の人物による監視が達成されていない現状は、運搬段階で不正が行われる可能性が極めて高いと言わざるを得ない。

2、　各投票所で投票時間の繰り上げが行われ、突然の変更の告知が選挙人のすべてに十分に行き渡ったとは言えず、投票率の低下が開票結果に影響を及ぼした可能性が高い。

現実の世界には組織票と言うものがあり、こうした組織票を構成する団体が投票時間の繰り上げをあらかじめ知っており、他の選挙人にその情報が充分に行き渡っていなかった場合、投票時間の繰り上げがあった場合となかった場合とでは開票結果に影響が出たと考えられる。

3、　投票用紙の集計、開票にコンピュータープログラミングを用いた機械が用いられているが、法律制度上、このプログラムのソースコードの公開が義務付けられておらず、ここで不正が行われたとしても検証の方法がない。

4、　選挙結果を意図的に誘導するような報道がなされたと考える。例えば、国政選挙が予定されている直近の地方選挙は国政選挙の結果を占う選挙として、報道されてきたが、平成24年12月2日に行われた桑名市市長選挙の結果は全国規模のマスメディアでは取り上げないか、取り上げられてもごく小さく、アナウンス効果はほぼ無いと考えてよい状態であった。これは我が国のこれまでの報道習慣から見て極めて異例である。

他にも本来平等な取り上げ方をしなければならないはずの各政党の候補の扱いに差を持たせるなど、公平性を著しく損ねた報道がなされて、選挙結果に影響を及ぼしたと考える。さらには選挙公報が新聞の折り込みチラシとして配布され、昨今の新聞発行部数の減少を考えると、広報の広範な配布と言う点で疑問が残り、なおかつ情報伝達の不平等が生じていると考える。

この新聞の折り込みチラシとして配布される選挙公報であるが、新聞を定期購読するかしないかは経済的な格差や年齢層によって違いが大きいと考える。現在の我が国の経済事情に鑑みるに、新聞を取らないのは低所得層であり、低所得者は若年層に多いことが挙げられる。この現状を見る限り、新聞に折り込む選挙公報の配布のされ方は選挙結果に少なからぬ影響を及ぼすと考える。

5、　実際に開票に立ち会った開票立会人が不正の存在を感じている。

6、　選挙管理委員会はスピード開票を一つの方針として掲げているが、このスピード開票が開票立会人の開票監視作業を妨害し、不正の温床となっていることが明白である。

7、　原告は自身の選挙区のみならず、日本全国の選挙区に対して不正を指弾する権利を有す。

なぜなら、衆議院議員選挙は国政選挙であることから、一地方の選挙区で不正が行われた場合、その不正により当選した候補が行政府の所轄大臣となる可能性があり、その場合、原告が選挙人でない選挙区の不正であっても、原告は不正による損害を受け、その損害は不正があった選挙区の選挙人と何ら変わるところがない。よって、原告は自身の選挙区以外の選挙区にも不正を指弾する権利を有すると解すべきである。

さらには被告から提出された答弁書に、原告は比例区においても、自身の選挙区以外の選挙区に対して原告適格を有しないとの見解が為されているが、公職選挙法204条に

「衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし〜」

とあることから、中央選挙管理会所轄のすべての選挙区、すなわち全国の比例区に対して、原告は原告適格を有すると解するのが妥当である。そう解することによって、同204条の

「衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を〜」

の文面との整合性が整うと考えるべきである。

第3　求 釈 明

1、　投票時間を繰り上げた正当な理由を求める。

会津若松市選管は「期日前投票が定着して投票率も上がり、逼迫(ひっぱく)する電力需要の中で節電にも寄与できる」と理由を述べているが、明らかな嘘である。期日前投票は確かに定着したが、投票率は年々下落傾向にある。なぜ、こういう虚偽の説明を投票時間の繰り上げ理由として述べたのか？ 会津若松市選管だけでなく、この理由を述べて投票時間を繰り上げた全ての選管に問う。

あらかじめ言っておくが、期日前投票での投票数が上がって、全体の中に占める期日前投票の割合が増えたことを投票率の上昇とは認めない。これは期日前投票が定着した証左と見るべき現象である。

2、　スピード開票によって、経費が削減され、新聞の朝刊が選挙結果を掲載できるようになるなど、様々な理由を述べているが、それらの理由のうち、選挙における不正を防止する以上に重要な理由があるなら、それを挙げよ。スピード開票は開票立会人による投票用紙の厳正な吟味をやりにくくして、国民の利益に反する方針であることを指摘する。

特にスピード開票によって経費が節約されると言う理由は、これを認めない。スピード開票によって、不正が可能になり、民意を著しく捻じ曲げる候補が多数当選してしまった場合、それらの当選者によって行われる予算審議は合理的で適正なものとは到底認めがたく、それによって選挙人が被る損害は莫大なものになる可能性がある。これは経費の節約などよりも遥かに重大な問題である。

3、　投開票に使用される機械のうち、コンピュータープログラミングを用いた機械のソースコードが悪意ないものであることは、どこで担保されているのか？

投開票の機械化は時代の流れでもあり、結構なものだとも言える。しかし、先にも述べた通り、投開票に機械が使われる場合、それが悪意ない機器であることを証明する義務がどこにも存在しない。

よって、投開票の機械化を不正の温床としないために、今後投開票に機械を使うなら、複数もしくは多数の開票立会人と同等の選挙人の厳正な監視の上で、投開票に使った機械のソースコードを投開票が終了してからすぐに公開することを要求する。

と同時に、選挙で使用する機械の取扱説明書を投開票以前から選挙人に公開することを要求する。

ソースコードの公表が企業秘密の一つで、これを公表すると企業利益が損なわれると言う反論は、これを認めない。公平な選挙は国民固有の利益であり、公平な選挙より企業利益を優先するのは明らかな人権侵害であるばかりか、民主主義の根幹を揺るがす暴挙である。

4、　特定の選挙区の投票用紙の開示を要求する。

今回の衆議院議員総選挙の開票作業に立ち会った開票立会人たちから、異様な報告を受けている。同じ字体としか思えない字が書かれた投票用紙を大量に見たと言う報告が複数あり、しかも違う選挙区の開票立会人同士が自分の見た字体の特徴を述べると、自分の見た字体もそれに酷似していると言う。そして、その特徴は一般の日本人によく見られる特徴ではなく、外国人による字体の特徴に似ているのではないか、と推測されている。

よって、投票用紙の再開示を要求する。再開示を要求する選挙区は東京2区、神奈川8、9区である。

これらの区の開票立会人はその場で投票用紙の異常を感じていたが、スピード開票を要求するその場の雰囲気に呑まれ、異議申し立てを口に出せずにいたと言う。

もし、その場で異議申し立てをしていれば、この訴訟も現実化することはなかったのであって、スピード開票の追求が選挙制度の瑕疵となっているのは、この事実からも明白である。

投票用紙の再開示によって、不正が明らかとなった場合は同じ不正が全国で行われた可能性が高まるため、第46回衆議院議員選挙を無効とするよう求める。

5、　開票立会人の大幅な増員を要求する。

原告の元に寄せられた様々な情報を総合すると、不正のない開票のためには開票立会人の数が少なすぎると考える。

よって、開票立会人の大幅な増員を要求する。

6、　充分な審理を望む

本件は民主主義の根幹にかかわるのみならず、国民の将来にも多大な影響を及ぼす重要な事件であり、すみやかな審理はかえって望ましくないと考える。異議申し立ての期限が設けられている関係で、証拠の収集も満足できる状態まで行かず、不十分と言わざるをえない。この点を鑑みるに、より慎重な審理が必要と考える。